

上水の分類について (1/2)



水道は、水道水の供給対象となる施設や受水槽の規模等で分類されています。
以下に水道の分類を示します。

【専用水道（水道法）】

→ 寄宿舍、社宅、療養所などにおける自家用の水道、その他、水道事業の用に供する水道以外の水道。

○ 上水受水型の場合（井戸水等は含まない）

① 100人を超える人に水を供給（人の飲用、炊事用、浴用など）

② 1日の最大給水量が20m³を超えるもの

③ 口径25mm以上の導管の全長が1500m以上

（地表からの汚染の影響を受けない程度に高く設けられたものは除く）

④ 水槽の有効容量の合計が100m³以上（6面点検可能な水槽は除く）

①又は②の条件および③又は④の条件を満たすもの → 専用水道に該当

* 導管の全長とは、受水槽から各棟までの全ての長さを加えたもの。

○ 地下水受水型（一部又は全てが井戸水等）

① 100人を超える人に水を供給（人の飲用、炊事用、浴用など）

② 1日の最大給水量が20m³を超えるもの

①又は②の条件を満たすもの → 専用水道に該当

* 検査項目および検査頻度については、当社発行のザ・ナイツレポート No. 08004 をご覧下さい。

【簡易専用水道（水道法）】

→ 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道。

① 上水受水型（井戸水等は含まない）

② 受水槽の有効容量が10m³を超える

①と②の条件を満たすもの → 簡易専用水道に該当

* 設置者は受水槽の点検（1回/年）を登録機関（34条機関）に依頼しなければならない。

【特定建築物の水道（建築物における衛生的環境の確保に関する法律：建築物衛生法）】

① 下記の用途に使われる部分の延べ面積が3000m²以上の建築物

興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所
学校（教育法第一条に規定する学校以外（研修所を含む））、旅館

② 学校教育法第一条に規定する学校として使用され、延べ面積が8000m²以上の建築物

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、養護学校、幼稚園など

①又は②の特定建築物に該当するもの（上水直結式は除く） → 特定建築物の水道に該当

* 検査項目および検査頻度については、当社発行のザ・ナイツレポート No. 08005 をご覧下さい。

上水の分類について (2/2)



水道法において、規制の対象外となる上水でも、厚生労働省の要領や各都道府県の条例等で規制を受ける水道等があります。

【自家用水道（埼玉県）】

→水道法に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道、簡易専用水道以外の水道。

- ①地下水受水型（一部又は全てが井戸水等）
- ②50人以上の人に飲用に必要な水を供給するもの
- ③10世帯以上の世帯に飲用に必要な水を供給するもの

①の条件及び②又は③の条件を満たすもの → 自家用水道に該当

【小規模水道（飲用井戸等衛生対策要領-厚生労働省）】

→水道法に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道、簡易専用水道及び特定建築物の水道の適用を受けないもので、水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模受水槽（10 m³以下）を有する施設。

【一般飲用井戸（飲用井戸等衛生対策要領-厚生労働省）】

→水道法に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道、簡易専用水道及び特定建築物の水道の適用を受けないもので、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む）。

【業務用飲用井戸（飲用井戸等衛生対策要領-厚生労働省）】

→水道法に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道、簡易専用水道及び特定建築物の水道の適用を受けないもので、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む）。

当社は、水道法第20条に基づく水質検査機関として厚生労働大臣登録を受けており、飲料水検査について長年の実績があります。

その他、各都道府県の条例で規制されている水道など、詳しくは、当社 **分析担当者 大塚、田沼（フリーダイヤル0120-01-2590 内線338、224）** までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

